

史跡陸軍板橋火薬製造所跡整備専門委員会設置要綱

(令和 3 年 5 月 19 日 区長決定)

(設置)

第 1 条 史跡陸軍板橋火薬製造所跡の整備に関して専門的な知識を得るため、史跡陸軍板橋火薬製造所跡整備専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、以下の事項について指導助言を行うものとする。

- (1) 史跡陸軍板橋火薬製造所跡の保存と活用に関する事項
- (2) 史跡陸軍板橋火薬製造所跡の整備（復元的整備を含む）に関する事項
- (3) その他史跡整備上必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 委員会は、学識経験を有する者のうちから、東京都板橋区長（以下「区長」という。）が委嘱する 10 名以内の委員で構成する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

3 委員長は、必要があるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を求め、または資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第 7 条 委員会において専門事項に関し調査検討の必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

(謝礼)

第 8 条 委員及び第 6 条第 3 項の規定により会議に出席した者には予算の範囲内で謝礼を支給することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(その他)

第10条 本要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画・整備基本計画策定委員会専門部会の委員に就任していた委員については、第3条の規定により、史跡陸軍板橋火薬製造所跡整備専門委員会の委員にこの要綱の施行の日に委嘱したものとみなす。
- 3 この要綱の施行後最初に開かれる検討会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、区長が招集する。